

議案第 11 号

飯能市下水道条例の一部を改正する条例（案）

飯能市下水道条例（昭和 47 年条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 2 項中「100 分の 108」を「100 分の 110」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続している公共下水道の使用で、施行日以後の最初の汚水排除量の算定が平成 31 年 11 月 30 日までに行為されるものに係る使用料は、なお従前の例による。

平成 31 年 2 月 22 日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市下水道条例新旧対照表

改正後	改正前
(使用料) 第14条 省略 2 使用料は、1箇月につき、次の表に定める基本料金及び超過料金の合計額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。 省略 3 省略	(使用料) 第14条 省略 2 使用料は、1箇月につき、次の表に定める基本料金及び超過料金の合計額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。 省略 3 省略